

1.開催等経緯

年月日	回	内容
R2.10.21（水）	第1回	（諮問） 熊本市環境基本条例の改正について （審議事項） 熊本市環境基本条例の改正について （報告事項） 環境分野の個別計画について
R2.11.25（水）	第2回	（審議事項） 熊本市環境基本条例の改正について ①前文 ②第6条関係（市の施策） ③第11条関係（指導等） ④第12条関係（あっせん、調停） ⑤その他
R3. 1.28（木）	意見照会	（照会事項） 熊本市環境基本条例の改正について ①第2回環境審議会意見の反映 ②環境影響評価関係（第8条関係） ③指導等関係（現第8条関係） ④あっせん、調停関係（第12条関係） ⑤今後のスケジュールについて
～ R3.2.10（水）		意見取りまとめ

2.振り返り

(1) 第1回での整理

・諮問の後、事務局から改正骨子案を説明。事前及び当日の委員意見に対する事務局説明は、次回審議会で行う。

(2) 第2回での整理

①前文

・SDGsの理念など条例制定時以降の時代の潮流などを捉え、全体的に見直す。

・〈歴史・背景〉→〈課題〉→〈責務・決意〉→〈基本理念〉の4段構成とし、基本理念については、現行条例の理念をそのまま引き継ぐ。

②第6条関係（市の施策）

・自然共生社会の構築（生物多様性の保全 他）、循環型社会の構築（廃棄物の発生抑制 他）、地球環境の保全（地球温暖化の防止 他）といった、新たな環境課題に対する施策を追加する。

環境基本条例の改正にかかる審議について（振り返り）

2.振り返り（つづき）

③第11条関係（指導等）

・個別条例において行政指導を直接規定している状況などを踏まえ、あらためて事務局説明を行う。

④第12条関係（あっせん、調停）

・あっせん、調停の対応について、民間の状況を確認しつつ、あらためて説明させていただく。所管範囲については、個別条例への位置付けを含め検討し、あらためて事務局説明を行う。

⑤その他

・新たに4条を追加（環境総合計画、環境教育、市民等の参画及び協働、条例の見直し）。その他、広域的連携、国際協力等を追加。

(3)意見照会での整理

①第2回審議会意見の反映

・前文及び第6条関係（市の施策）に関する意見を踏まえ、条文を見直す。（青少年の健全育成、生物多様性、廃棄物、海洋プラ汚染防止）

②環境影響評価関係（第8条関係）

・本市に環境影響評価制度を導入することし、環境影響評価を推進する旨の条文を新たに追加する。

③指導等関係（現第8条関係）

・熊本市による行政指導は、ほとんどが法律や条例等の根拠がある行政指導であり、かつ網羅的に行われている。環境基本条例で行政指導の条文を置かなくとも、現状として「良好な環境」に関する行政指導を行う法律・条例等の体制がある程度整備されていることから、本条文を削除する。

④あっせん、調停関係（第12条関係）

・建築紛争といった、民対民では解決困難な紛争の解決は、住民の福祉増進に寄与する観点から行政が介入する意義はあると考える。

・所管範囲の規程については、これが私人の権利義務に関わるものではなく、委任で定めることに問題はないため、現行どおりの取扱いとする。

・所管範囲は、これまで同様、建築紛争としつつ、これ以外の「良好な環境の確保」に関する相談についても、紛争解決センター（熊本県弁護士会）との連携等により対応する。